

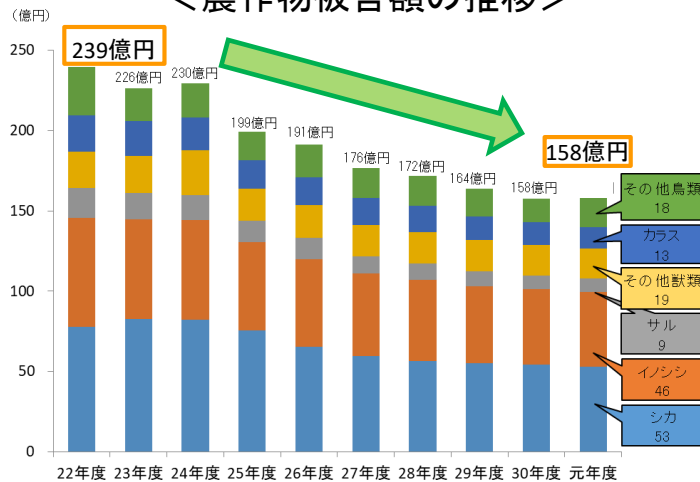
鳥獣による農林水産被害の現状と対策について

令和3年3月15日
農林水産省

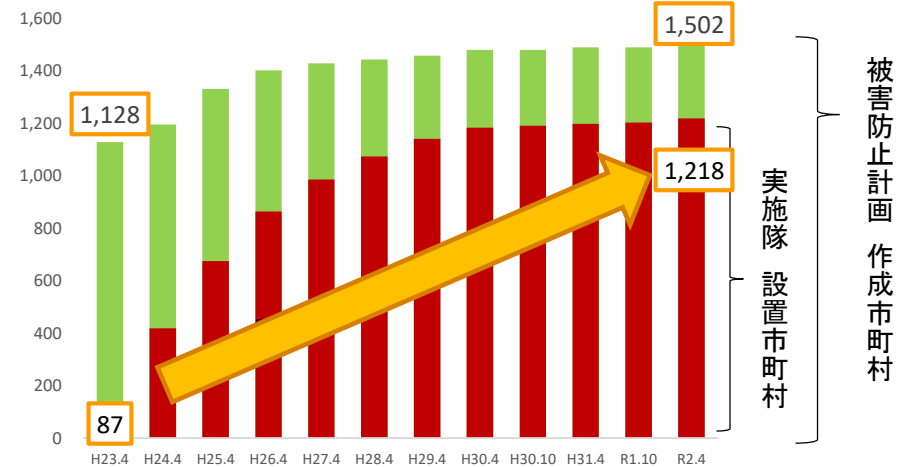
鳥獣被害の現状及び対策の取組

- 全国の野生鳥獣による農作物被害額は、令和元年度が158億円であり、近年は減少傾向で推移。ただし、直近では減少のペースが鈍化。また、シカ等による林業被害や、カワウ、トド等による水産被害も発生。
- 鳥獣被害防止特措法に基づく、被害防止活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」を設置済みの市町村数は増加。一方、実施隊員の62%が60歳以上であるなど、体制の強化が課題。
- 令和3年度からは、捕獲サポート体制の構築等も支援対象にする等、鳥獣被害防止総合対策交付金による総合的な支援を拡充。

＜農作物被害額の推移＞

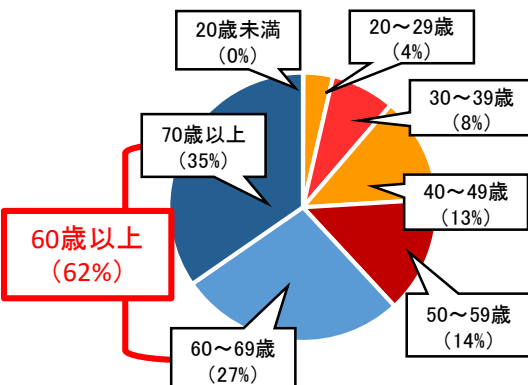


＜被害防止計画・実施隊を設置する市町村数＞

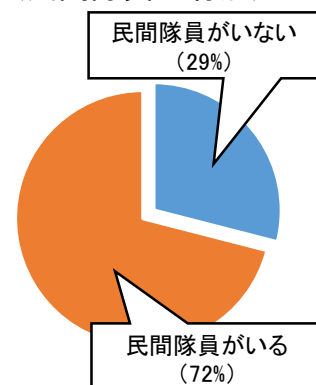


＜鳥獣被害対策実施隊の隊員構成（令和2年4月末時点）＞

（実施隊の年齢構成）



（民間隊員の有無）



【鳥獣被害防止総合対策交付金（令和3年度概算決定額110億円）】

・市町村が作成する被害防止計画に基づく取組に対して総合的に支援

- ① 侵入防止柵の整備
- ② わなや檻などの導入、追払い活動や緩衝帯の整備、ICTを活用したスマート捕獲等の取組
- ③ 捕獲活動経費に対する直接支援 等

・R3 新規メニュー：捕獲サポート体制の構築支援
 農業者や農業関連団体、地域住民等で構成される
 捕獲サポート体制の構築を支援



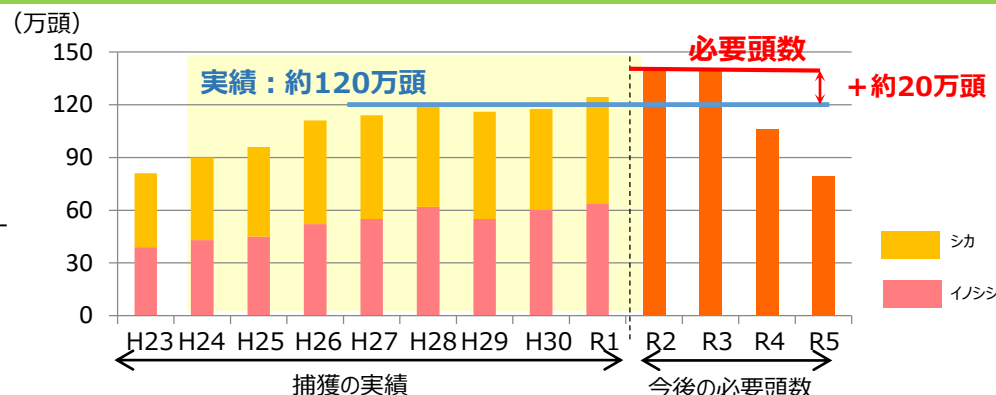
捕獲の抜本的な強化に向けた集中捕獲キャンペーン

- 鳥獣被害の一層の低減のため、シカ・イノシシを半減させる目標を設定しており、この達成に向けては直近で年間約20万頭の捕獲の上積みが必要。
- このため、環境省及び各都道府県と連携し、本年度秋からの狩猟期の捕獲を「集中捕獲キャンペーン」と位置づけ、捕獲を抜本的に強化。

1. 全都道府県の捕獲目標の設定・見直し

○ニホンジカ及びイノシシについて、半減目標の達成に必要な頭数が捕獲されるよう、全都道府県で捕獲目標の設定・見直しを実施。

⇒全国で捕獲の実績から、約20万頭を上積み

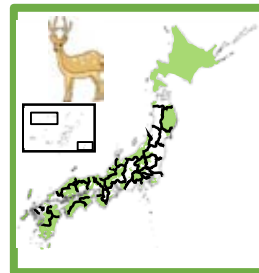


2. 都道府県ごとの捕獲強化エリアの設定

○被害防止に重要な地域や、捕獲頭数が足りていない地域について、市町村や隣接県と調整の上「捕獲強化エリア」に設定。

⇒シカ、イノシシそれぞれの捕獲強化エリアを設定

シカの捕獲強化エリア



イノシシの捕獲強化エリア



秋からの狩猟期を「**集中捕獲キャンペーン**」と位置付けて
全国各地で捕獲を抜本的に強化

捕獲頭数は対前年で約14%増加(12月までの速報値)
(シカ:約22%増加、イノシシ:約8%増加)



買ガール

イラスト: 緑山のぶひろ
©Nobuhiro Midoriyama



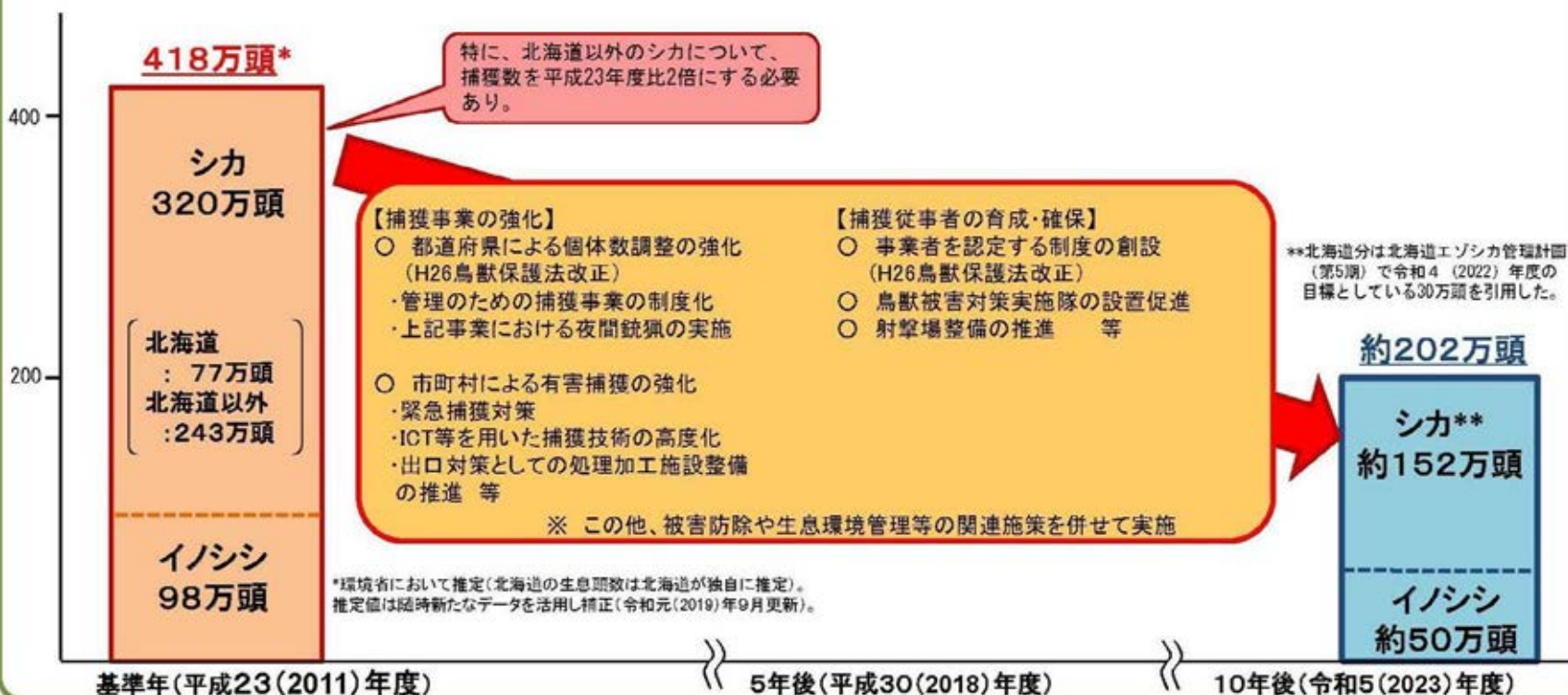
(参考) 抜本的な鳥獣捕獲強化対策（平成25年12月 環境省・農林水産省策定）概要

- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等の野生鳥獣について、抜本的な捕獲強化に向けた対策を講じることとし、当面の捕獲目標（全国レベル及び都道府県レベル）を設定。シカ、イノシシの生息頭数の10年後までの半減を目指す。
- 捕獲目標達成に向けて、①鳥獣保護法見直しによる新制度導入や規制緩和等、都道府県等の捕獲活動の強化（環境省）、②鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の捕獲活動の強化（農水省）等の捕獲事業を実施。
- 捕獲強化に必要な従事者の育成・確保に向けた、①鳥獣保護法見直しにより捕獲を専門に行う事業者の認定・育成（環境省）、②鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を早急に1000に増加させることや射撃場の整備（農水省）、等の実施により、捕獲目標達成に向けた事業の展開を後押し。
- このほか、被害防除や生息環境管理等の施策を併せて推進。

【抜本的な鳥獣捕獲強化対策 イメージ】

当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を10年後までに半減



注）ニホンザル、カワウについても、それぞれ別途、加害群半減に向けた被害対策強化の考え方を策定（平成26年4月）。

野生動物管理の専門人材の育成に向けた検討

- 野生動物による農作物被害の軽減や野生動物の適切な保護管理を推進するため、野生動物管理学、生態学、動物学、植物学、被害防除、森林管理、狩猟等の多様な分野の専門的な知見を有する野生動物管理の人材が不可欠。
- 環境省及び大学等と連携して、「野生動物管理教育プログラム検討会」を設置し、多様な分野の専門的知見を有し、計画立案・調査分析・実践等を担い得る人材を育成するために必要なコア・カリキュラムを検討。

野生動物管理教育プログラム検討会

「人口縮小社会における野生動物管理のあり方」(令和元年8月 日本学術会議)を受け、令和2年度に農林水産省、環境省及び大学等により「野生動物管理教育プログラム検討会」を設置。

令和3
年度中

多様な分野の専門知識を習得に必要な「コア・カリキュラム」を作成

現在、各大学等が特色を活かし、各分野の専門家を養成

野生動物
管理学

生態学

動物学

森林
保護学

狩猟学

単一の大学等による専門知識の取得のほかに、他の大学等で履修できる必要となる知識を習得する必要

令和4年度
以降

大学等の内規の整備、
文部科学省への学部等設置申請等

単位互換制度や共同教育課程等を検討し、それらの制度を活用し、野生動物管理の専門知識を取得

第三者の認証機関の設定、認証

専門家を育成

鳥獣対策に係る計画立案、被害や生息状況等の調査分析、現場での対策の実践への人材供給 被害軽減、保護管理

※単位互換制度: 学生が他の大学等で単位を修得した場合、一定の範囲内で自大学等の単位として認める制度。

※共同教育課程: 複数の大学等が共同で1つの教育課程を編成し、他の大学等の履修を自大学等の履修とみなす制度。

関係省庁と連携したその他の取組(被害防止対策関係)

自衛隊OBによる対策への協力や、演習場での捕獲活動等に関する防衛省との連携

1. 演習場での捕獲活動への協力

- ・北海道恵庭市において、演習林周辺でのシカの被害が懸案となっていたところ、本年度、道庁、恵庭市、自衛隊、農林水産省で協議を実施。
- ・今後、恵庭市が演習場内でのシカの捕獲に向けて調査を実施予定。

2. (公社)隊友会への協力依頼

- ・農林水産省及び環境省としても、(公社)隊友会の総会の場を借り、鳥獣被害対策への協力を要請。

※令和元年7月、富山県砺波市において、自衛隊のOB組織である隊友会が、地域の柵の設置に協力。

7. 5kmの進入防止柵を半日で設置。

猟銃の取扱い等に関する警察庁との連携

1. ライフル銃の所持許可の運用見直しの周知

- ・令和2年12月、ライフル銃の所持許可の特例の対象を拡大する等の見直しが行われたことを受け、農林水産省からも、各自治体に周知。

2. クマ対策等に係る連携

- ・本年度、新たに「クマ被害対策等に係る関係省庁連絡会議」を設置(環境省主催)。
- ・会議の結果を踏まえ、環境省、警察庁、農林水産省から、それぞれの関係機関に対策の徹底に向けた通知を发出。

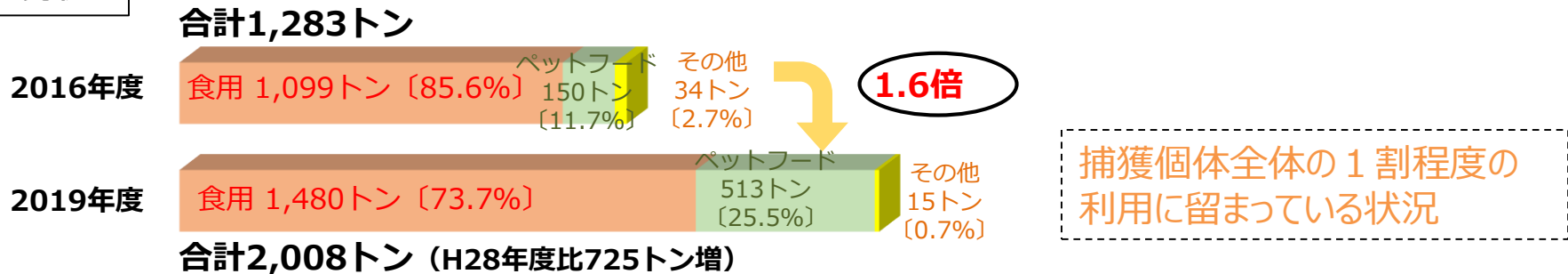
アマチュア無線の利用に関する総務省との連携

- ・本年度、総務省が捕獲活動等の社会貢献活動等でアマチュア無線が使用可能となるよう制度改正を実施。その適正な利用について、総務省、環境省とともに連携して周知予定。

ジビエ利活用の推進について

- 外食産業での利用拡大やペットフード等の新規用途の拡大により、ジビエ利用量が**2016年度から1.6倍の2,008tまで増加**。2019年度から**2025年度までに倍増（4,000t）**させる目標を設定。

現状



2019年度から**2025年度までに倍増（4,000t）**させる目標を設定

目標の達成に向けて

- **捕獲個体の施設への搬入促進、ジビエフル活用**
(ジビエカー等による広域集荷体制の整備、未利用部位の活用など)
- **需要喚起のためのプロモーション、需要開拓**
(全国ジビエフェアの開催、専用ポータルサイトによる幅広い需要開拓、ペットフードへの活用促進など)
- **安全・安心なジビエの供給体制**
(国産ジビエ認証制度の更なる普及など)



ジビエカーを駆使して広域集荷体制を整備、良質なジビエを生産

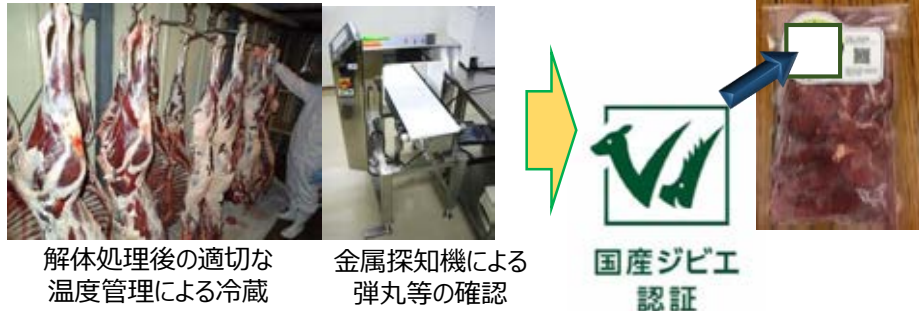


ジビエのポータルサイト「ジビエト」

ジビエの流通拡大のための厚生労働省との連携

【ジビエ利用における衛生管理の高度化】 (国産ジビエ認証制度の取組)

- ✓ 平成30年5月、「**国産ジビエ認証制度**」として、トレーサビリティの確保やカットチャートに基づく解体のほか、厚生労働省の「**野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針**」の遵守等に取り組む**処理施設の認証**を開始。
⇒ 令和3年2月末までに**19施設を認証**。

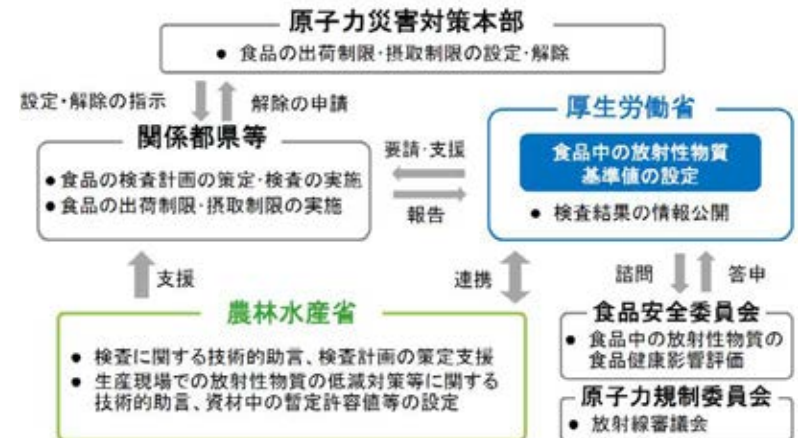


- ✓ 食品衛生法の改正（令和2年6月施行）によるHACCPの義務化を受けて、10月、**国産ジビエ認証制度**においても**HACCPの項目を追加**し、内容をアップデート。

【野生鳥獣肉の出荷制限等の解除】 (放射性物質影響地域における対応)

- ✓ 原子力災害対策特別措置法に基づき、現在10県において、野生鳥獣肉の出荷制限等が指示。農林水産省として、**関係県等が行う出荷制限の解除申請**に対して**厚生労働省と連携して支援**。
- ✓ 原則県単位であった**出荷制限の解除が、市町村単位でも可能となったこと**を受けて、令和2年12月に**厚生労働省の協力の下、解除条件の具体的な考え方を整理**。

○農林水産物の放射性物質対策の枠組み



【今後の更なる連携について】

- ✓ 国産ジビエ認証施設など**高度な衛生管理の施設を増やし、ジビエの流通拡大を図る**ことが重要。
- ✓ このため、処理加工施設の関係者向けの国産ジビエ認証制度等の研修会等において、**厚生労働省から食品衛生法やガイドラインなどの説明をいただくなどの御協力**を引き続きお願いしたい。

(参考1) 鳥獣被害対策に関わる省庁の取組について

- 野生鳥獣は農林水産業だけでなく、生活環境や生態系など、多方面に様々な影響を及ぼしている。また、野生鳥獣の種類も多様であり、生息数や生息地域、加害の程度等も様々であることから、効果的な被害対策を講じるために、対策に関わる制度・予算を所管する複数の省庁が連携して対応。

【農林水産省】

- 農林水産物への被害防止に向けた、市町村が中心となった地域ぐるみで行う柵の設置や追払い活動、捕獲活動に対して支援。
- 捕獲した鳥獣を食肉などに有効利用する取組(処理加工施設の整備など)についても支援。

【環境省】

- 鳥獣保護管理法に基づき、野生動物の保護・管理や狩猟の適正化を推進し、鳥獣を捕獲等する事業者の認定制度等を実施。
- 都道府県が行う捕獲事業等に対して支援。



関係省庁が連携して鳥獣被害対策を実施



【警察庁】

銃刀法に基づく銃所持許可手続きについて、利便性向上の取組を実施

【文化庁】

天然記念物の動物による食害対策を実施

【総務省】

狩猟税、地方交付税措置、狩猟で使用する無線機の適正利用の推進

【厚生労働省】

食品衛生法に基づく野生鳥獣肉の衛生規制を所管

【経済産業省】

追払いに使用する火薬類や電気柵等の安全確保の指導、皮革の利活用支援

【防衛省】

侵入防止柵の設置などに係る自衛隊の協力

(参考2)

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和3年度予算概算決定額 11,005 (10,010) 百万円】
(このほか鳥獣被害対策推進枠 1,045百万円)
(令和2年度3次補正予算額(所要額) 3,920百万円)

<対策のポイント>

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、捕獲活動の抜本的強化の取組や、ジビエ利活用に向けた取組等を支援します。また、シカ被害の甚大化を防止するための林業関係者による捕獲効率向上対策や新技術の開発・実証、国土保全のための捕獲事業等を実施します。

<事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシ、サルの対策強化(生息頭数等を平成23年度から半減(シカ、イノシシで約200万頭)[令和5年度まで])
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大(令和元年度から倍増(4,000t)[令和7年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

- ① 侵入防止柵、焼却施設、捕獲高度化施設等の整備※(1/2以内、直営施工の場合は定額支援)

- ② 捕獲活動の抜本的強化・地域ぐるみの被害防止活動

ア 捕獲活動経費の直接支援(獣種等に応じた上限単価以内での定額支援・捕獲頭数の増加に応じた上乗せ支援)

イ 捕獲サポート体制の構築、ICTを活用したスマート捕獲等の取組を支援(限度額内で定額支援)

ウ 都道府県が行う広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援[2,300万円以内を定額支援]

- ③ ジビエ利活用に向けた取組

ア 利用可能な個体のフル活用体制構築に向けた、処理加工施設やジビエカー、

簡易な一次処理施設等の整備※[1/2以内]

イ 放射性物質による出荷制限解除に向けた検査費用の支援[限度額内で定額支援]

ウ 捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入

エ ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援[定額支援]

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用への支援】



侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入



刈り払い等による生息環境管理



捕獲活動経費の直接支援



処理加工施設等の整備

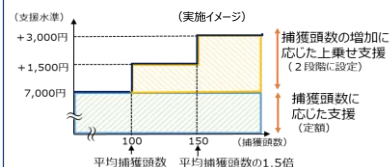


処理加工施設等での人材育成

【捕獲活動の抜本的強化】

① 捕獲頭数の増加に応じた活動経費の支援

・シカ・イノシシの平均捕獲頭数以上の捕獲に対して、最大3,000円を上乗せ支援



・成果をあげた協議会を表彰し、活動経費を支援

② 捕獲サポート体制の構築支援

地域の農業者や農業関連団体、若者等で捕獲サポート体制を構築



【ジビエ利活用に向けた取組】

① 利用可能な個体のフル活用体制構築

簡易な一次処理施設や残渣処理施設等の整備による処理体制の構築

② 放射性物質影響地域における支援

出荷制限解除に向けた検査費用の支援

③ 捕獲から販売まで一体となった活動への支援

捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入

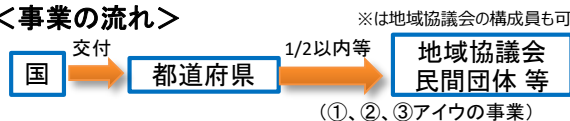


等

【鳥獣被害対策推進枠】

- ・多面的機能支払交付金のうち多面的機能の増進を図る活動等の一部(鳥獣緩衝帯の整備・保安全管理等)
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち生産性向上加算及び集落機能強化加算等(捕獲対策・ジビエ利用拡大等)

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)